

監視、断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請 添付資料一覧

- 1 監視・断続的労働許可申請添付資料表

- 2 警備業者の監視又は断続的労働の許可に係る添付書面
被申請業務が警備業の場合に必要となります。

- 3 対象労働者の雇用契約書
勤務が深夜労働（午後10時から午前5時）に該当する時間帯に行われる場合に
深夜手当の取扱いを確認する必要があります（「別途支給する」、「日額に含
む」等）。

- 4 勤務に施設内の巡回がある場合は、施設の平面図
巡回経路を確認するため平面図に巡回経路を記載してください。

※ 上記は添付資料の例となりますので、事案によって添付資料が異なる場合や調査時において、別途資料提出を求める場合があります。

添付資料の詳細は、事業場を管轄する労働基準監督署にご確認ください。

大津労働基準監督署 方面 電話 077-522-6616 彦根労働基準監督署 監督課 電話 0749-22-0654 東近江労働基準監督署 方面 電話 0748-22-0394
